

○審査対象議員は、審査会においてインターネットへの掲載文が一部の人たちに誤解を与えたこと等について、重ねてお詫びを述べていること。

## 付 言

公職選挙法の改正により、本年7月の参議院選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになったことを踏まえ、今後、議員として関わる地方選挙においては、それぞれの議員がインターネットを使った選挙運動に十分な理解と知識を持って対応できるよう、市議会における研修の実施等の対応を検討されたい。

## 審査対象議員

中島由美子議員 審査結果（審査請求日 平成25年5月13日）

## 審査請求の疑義内容

公職選挙法では、選挙期日後の挨拶行為に制限を設けており、新聞又は雑誌を利用することは禁止されている。

審査対象議員は、本年4月に行われた市長選挙後に、両毛新聞（4月26日発行）に実名入りで当該選挙に係るお礼が含まれた文を掲載しており、この行為は政治倫理条例第3条第1号の規定に抵触するため、同条例第4条の規定により審査請求をするものである。

## 審査経過

本年5月30日から、8月28日までの間7回の審査を行い、8月29日に審査結果報告書を議長に提出した。

## 審査結果

審査委員の意見を集約した結果、審査対象議員の行為については、政治倫理条例第3条に定める政治倫理基準に違反するものとは認められないと判断する。

## 理 由

- この掲載文については、文の一部に挨拶が含まれているが、全体の内容については、審査対象議員がこれまでの各種の選挙経験を基に、今回の市長選挙における反省を記したものであると判断されること。
- 株式会社 両毛新聞社への事情聴取で、広告ではなく記事として扱われ、掲載料を支払っていないことが確認されていること。
- この掲載文に対して、市選挙管理委員会等の指導や市民からの指摘等がなかったこと。
- 審査対象議員は、審査会において新聞への掲載文が一部の人たちに誤解を与えること等について、重ねてお詫びを述べていること。

## 付 言

公職選挙法の改正により、本年7月の参議院選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになり、選挙期日後の挨拶行為についてもインターネット等を利用する方法により行われる文書図画の頒布が解禁されていること等を踏まえ、今後、議員として関わる地方選挙においては、それぞれの議員がインターネットを使った選挙運動に十分な理解と知識を持って対応できるよう、市議会における研修の実施等の対応について検討されたい。

# 政治倫理審査会報告

本市議会では、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与するため、「足利市議会議員の政治倫理に関する条例」（以下「政治倫理条例」）を平成14年度に制定しています。

この条例に基づいて審査請求書が議長に提出された2名の議員について、議長から政治倫理審査会（以下「審査会」）に審査を求め、審査会において審査請求者の説明聴取、審査対象議員の意見聴取・事情聴取、関係機関への事実確認等を行い、違反行為の存否について審査しました。

審査の結果、審査対象議員2名のそれぞれの行為については、政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反するものとは認められないとする審査結果報告書が、議長に提出されました。

その概要は次のとおりです。（審査結果報告書から抜粋）

※詳しくは、足利市議会のホームページに掲載しています。

## 審査対象議員

小林貴浩議員 審査結果（審査請求日 平成25年5月7日）

## 審査請求の疑義内容

公職選挙法では、選挙運動期間中のインターネット等による情報の伝達は、文書図画の頒布に当たるとして規制されていた。

審査対象議員は、本年4月に行われた市長選挙の選挙運動期間中にインターネット上に書き込みを行い、市選挙管理委員会から公職選挙法第142条の規定に抵触する恐れがあることを口頭で注意された後も再度書き込みをしている。こうした行為は政治倫理条例第3条第1号の規定に抵触するため、同条例第4条の規定により審査請求をするものである。

## 審査経過

本年5月30日から、8月2日までの間6回の審査を行い、8月9日に審査結果報告書を議長に提出した。

## 審査結果

審査委員の意見を集約した結果、審査対象議員の行為については、政治倫理条例第3条に定める政治倫理基準に違反するものとは認められないと判断する。

## 理由

- インターネットのフェイスブックに掲載した文については、4月16日に選挙管理委員会事務局職員から、公職選挙法に抵触する恐れがある旨を電話で伝えたところ、審査対象議員は全文を削除すると回答し、同日、削除していること。
- 選挙管理委員会事務局職員からの電話連絡を受けた後もインターネットへの書き込みを行ったとの指摘については、審査請求者から追加提出されたツイッター掲載文の内容からは、特定の候補者を支援するものとはまでは言えないものであること。